

交通系電子マネー加盟店規約

第1条（目的）

本規約は、加盟店（以下「甲」という。）と利用者間の取引代金の決済に交通系電子マネー（第2条で定義する。）を利用することに関し、甲とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という。）との間における交通系電子マネーの取扱いおよび交通系電子マネーにかかる契約関係（以下「本契約」という。）につき定め、もって交通系電子マネーに関するシステムの円滑な運営および交通系電子マネーの取引の普及向上を図ることを目的とするものである。

第2条（用語の定義）

- (1) 「交通系電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、各交通系電子マネーを運営する事業者（以下「交通事業者」という。）の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいい、甲が取扱う電子マネーとして別表①の中から乙が承諾したものをいう。
- (2) 「ICカード等」とは、利用者が交通系電子マネーを保管・利用するためのICチップを内蔵する、各交通事業者が定めるサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいう。
- (3) 「発行者」とは、交通事業者または交通事業者との現在および将来における提携により交通事業者が交通系電子マネーの発行者として指定する会社もしくは組織をいう。
- (4) 「利用者」とは、発行者が定める交通系電子マネーに関する取扱規則（以下「電子マネー取扱規則」という。）に同意し、交通系電子マネーを利用する者をいう。
- (5) 「チャージ」とは、発行者の定める方法でICカード等に交通系電子マネーを積み増しすることをいう。
- (6) 「電子マネー端末」とは、交通事業者の定める仕様に合致し、交通系電子マネーの読取り、引去りおよび交通事業者が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダー・ライター）ならびにこれに付帯する機器等のことをいう。
- (7) 「移転」とは、ネットワーク、電子マネー端末等を媒介することにより、利用者のICカード等に記録されている一定額の交通系電子マネーを引去り、発行者の電子計算機、ICカード等または電子マネー端末に同額の電子マネーが積み増しされることをいう。なお、本項に定義する意味と異なる意味で「移転」という用語をもちいていることが文脈上明らかである場合には、通常の意味における意味で用いられているものとする。
- (8) 「電子マネー加盟店」とは、交通系電子マネーの利用により、利用者に物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という。）を提供するものをいう。
- (9) 「電子マネー取引」とは利用者が電子マネー加盟店より、商品等を購入し、または提供を受けた際に、金銭等の支払に代えて交通系電子マネーを電子マネー端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいう。
- (10) 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずに複製等により、交通系電子マネーと同様または類似の機能を持つ電子的情報を作成することをいう。
- (11) 「変造」とは、発行者の承諾を受けずに交通系電子マネーに変更を加え、元の交通系電子マネーと内容が異なり、かつ、交通系電子マネーと同様または類似の機能を有する電子的情報を作成すること

をいう。

第3条（電子マネー加盟店における遵守事項等）

1. 甲は、電子マネー取引を行う店舗または施設を指定し、あらかじめ乙に所定の書面をもって届け出、乙の承認（以下乙の承認を得た店舗または施設を「電子マネー取扱店舗」という。）を得るものとする。なお、電子マネー取扱店舗の追加・取消についても同様とする。
2. 甲は、電子マネー取扱店舗が改装等の理由により営業を休止する場合、その期間等につきあらかじめ乙に乙所定の方法で届け出るものとする。
3. 甲は、電子マネー取扱店舗内外の利用者の見やすいところに交通事業者が指定した電子マネー加盟店標識等（以下「加盟店標識等」をいう。）を掲示するものとする。また、乙が加盟店標識等の変更を通知した場合は、甲の責任において変更後の加盟店標識等を同様に掲示するものとする。
4. 甲は、乙、発行者または交通事業者より、掲示物の設置その他交通系電子マネーの利用促進にかかる要請を受けたときはこれに協力するものとする。
5. 甲は、乙、発行者または交通事業者が交通系電子マネーの利用促進のために、甲の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに甲の名称および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
6. 甲は、電子マネー取引に関する情報、電子マネー端末、加盟店標識等、サービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む。）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これらを第三者に使用させてはならないものとする。
7. 甲は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）、消費者契約法等の関連法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うとともに、正当かつ適法な商行為に則り電子マネー取引を行うものとする。
8. 甲は、乙が電子マネー取引における情報の安全管理措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとする。
9. 甲は、本規約の規定により認められている場合を除き、交通事業者、発行者および乙の業務にかかる氏名、商号、商標、標章その他商品または営業に関する一切の表示およびこれらの表示と誤認、混同を生じさせるおそれのある表示を使用してはならないものとする。また、乙が使用を中止もしくは禁止した場合は、異議なくこれに応じるものとする。
10. 甲は、本規約に基づく業務の履行にあたり、交通系電子マネーのブランドに対する信頼を損なわないよう留意するものとする。
11. 交通系電子マネーの追加、変更、廃止等があった場合、乙は、甲に対し、乙所定の方法で通知するものとする。甲は、当該通知を受けた場合、当該通知および本規約に従い、適切に交通系電子マネーの取扱いを行うものとする。
12. 甲は、自己の取扱う交通系電子マネーの変更を希望する場合、事前に乙所定の方法により乙へ届け出、乙の承諾を得るものとする。
13. 甲は、乙が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託できないものとする。
14. 甲は、乙の書面による事前承諾に基づき本規約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委

託する場合は、甲の責任において当該委託先をして本規約を遵守させるものとし、当該委託先が本規約に違反した場合には、甲は、当該委託先と連帯して責任を負うものとする。

第4条（電子マネー端末の設置等）

1. 乙は、電子マネー取扱店舗に設置する電子マネー端末およびこれに付帯する設備（以下「電子マネー端末等」という。）を指定し、当該指定にかかる電子マネー端末等を甲に対して貸与するとともに、電子マネー取扱店舗に設置する。ただし、電子マネー取扱店舗に設置する電子マネー端末等について、甲と乙との間で合意した場合には、甲は、その費用と責任において乙が指定する電子マネー端末等を電子マネー取扱店舗に設置するものとし、この場合において設置にかかる費用は甲が負担するものとする。また、乙が設置した電子マネー端末等にかかる電子マネー取扱店舗内のネットワークの構築およびPOSレジとの接続については、甲の費用と責任において行うものとする。
2. 甲は、電子マネー端末等の維持管理に努めるものとし、電子マネー端末等の紛失、盗難または故障等の事実が判明した場合には、速やかに乙に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。電子マネー端末等の保守については、原則として甲の費用と責任において行うものとし、電子マネー端末等が故障、破損により使用することができなくなった場合は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、甲の費用と責任において修繕するものとする。なお、電子マネー端末等の保守依頼先は、甲が指定し、乙の承認を得て定めるものとする。
3. 甲は、電子マネー端末等について損壊もしくは解体またはリバースエンジニアリング等の解析行為を行ってはならないほか、他の電子マネーの利用を可能にする等の改変行為その他別途定められた使用方法以外の使用を行ってはならない。
4. 甲は、乙から電子マネー端末等を貸与された場合、乙と甲との間で別途締結する「交通系電子マネーシステム利用料に関する覚書」に基づき、乙に対して電子マネー端末等の利用料を支払うものとする。

第5条（チャージ特約等）

1. 甲は、電子マネー取扱店舗においてチャージにかかる業務を行うときは、乙と別途「交通系電子マネーのチャージに関する覚書」を締結し、これに従って当該業務を行うものとする。
2. 乙は、前項に関わらず、甲が行うチャージにかかる業務のうち、電子マネー取扱店舗における電子マネー端末を利用したオートチャージ業務に関しては、甲に対し手数料を支払う義務を負わないものとする。

第6条（電子マネー取引）

1. 甲は、電子マネー取扱規則の記載内容を承認し、利用者から電子マネー取引を求められた場合は、電子マネー取扱規則および本規約の定めに従い、電子マネー取引を行うものとする。
2. 電子マネー取引においては、利用者のICカード等から電子マネー端末に商品の購入、役務の提供その他の取引における代金（税金、送料等を含み、以下「取引代金」という。）に相当する交通系電子マネーの移転が完了したときに、利用者の甲に対する当該取引代金にかかる代金債務が消滅するものとする。
3. 甲が、電子マネー取引において利用者のICカード等から電子マネー端末に移転できる交通系電子

マネーは、当該取引にかかる取引代金のみとし、過去の売掛金の精算その他当該取引にかかる取引代金の決済以外の用途に交通系電子マネーを利用すること、および通常1回の電子マネー取引で処理されるべきものを複数回に分割して取引することはできないものとする。また、甲は、電子マネー取引に際して交通系電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返させること等はできないものとする。

4. 甲は、電子マネー取引を行うにあたっては、電子マネー端末を接続する機器に取引代金を入力し、利用者のICカード等から電子マネー端末へ交通系電子マネーの移転を行うものとする。このとき甲は、利用者に対し、取引代金および取引後の交通系電子マネーの残額をレシート表記等により明示するものとする。
5. 甲は、利用者の交通系電子マネーの残額が取引代金に満たない場合は、乙が特に認めた場合および乙が特に制限した場合を除き、現金その他の支払い方法（他のICカード等による支払いは除く）により不足分の決済を行うものとする。
6. 甲は、電子マネー取扱規則に定めがある場合または乙から指示があった場合を除き、交通系電子マネーを換金してはならない。
7. 甲は、電子マネー取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等の引渡しまたは提供を行うものとする。ただし、直ちに商品等の引渡しまたは提供を行うことができない場合は、利用者によって書面をもって引渡し時期等を明示するものとする。
8. 甲は、電子マネー取引による商品の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により乙に申し出、乙の承認を得るものとする。
9. 甲は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理を行っている時その他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。

第7条（他社発行電子マネー取引）

1. 他社発行電子マネーとは、交通事業者と相互利用契約を締結した別表②に定める事業者が情報記録媒体に記録される金額に相当する対価を得て、当該情報記録媒体に記録した金銭的価値をいい、甲および乙は、乙が別途指定した場合を除き、これを交通系電子マネーに準じて取り扱うものとする。
2. 甲は、電子マネー取引の際に利用者に適用される約款について、利用者がICカード等を提示した場合には電子マネー取扱規則が適用され、利用者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には他社発行電子マネーにかかる利用者向けの約款が適用されることに同意するものとする。
3. 乙は、他社発行電子マネーが追加、取消し、変更された場合には可能な限り事前に甲に通知するものとする。
4. 甲は、他社発行電子マネーについて、乙がその追加を甲に通知した場合には、新たに対象となる他社発行電子マネーについても本条第1項および第2項が適用されることに同意するものとする。

第8条（電子マネー取引の円滑な実施）

1. 甲は、次条および第11条に定める場合を除き、電子マネー取引を求めた利用者に対して正当な理由なく電子マネー取引を拒絶したり、現金その他の支払い手段等の利用を要求したり、また、同一の商品等について電子マネー取引によらない場合と異なる取引代金を請求する等、電子マネー取引によら

ない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。

2. 甲は、電子マネー取引により販売または提供した商品等に関する一切の責任を負担するものとし、利用者から苦情、相談を受けた場合または利用者との間において紛議が生じた場合には、誠実な対応をもって適切かつ迅速にその解決にあたるものとする。
3. 甲は、乙から依頼があった場合、利用者との電子マネー取引の状況等の調査に誠実に協力するとともに、資料等を提出するよう請求があった場合には速やかに資料等を提出するものとする。

第9条（交通系電子マネーの取扱禁止等）

1. 甲は、利用者から電子マネー取引を求められたときであっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は電子マネー取引を行ってはならないものとする。
 - (1) 法律上取扱いが禁止された商品等、有価証券、および金券その他別途乙が定める商品等にかかる取引である場合
 - (2) 特商法に違反する取引および消費者契約法第4条の規定に基づき取り消しが可能である取引である場合
 - (3) 提示されたICカード等について電子マネー端末に無効である旨の表示がなされた場合
 - (4) 偽造もしくは変造されたものと思われるICカード等が提示された場合、破損したICカード等が提示された場合、または明らかな不正使用と判断できる場合
 - (5) システムやネットワークの障害時、またはシステムの保守管理を行っている時その他やむを得ない事由により乙が電子マネー取引を行わないものと甲に通知した時に求められた場合
 - (6) 乙が利用者の利益の保護に欠けると判断する取引である場合
 - (7) 利用者が遵守すべき電子マネー取扱規則または他社発行電子マネー取扱規則に違反して行おうとする取引である場合
 - (8) その他乙が不相当と判断する取引である場合
2. 前項第3号または第4号に該当する場合、甲は、乙の定める手続に従って、利用者から提示されたICカード等を取り扱うものとする。
3. 甲は、電子マネー取引を行うにあたり、資金決済法において取り扱ってはならないと定められている、公序良俗に反する、または公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱ってはならないものとする。
4. 甲が本契約に基づき電子マネー取引を行える商品等は、あらかじめ乙の承認を得たもののみとし、甲は、利用者に販売または提供する商品等の内容に著しい変更があった場合には、乙に対して遅滞なく、その変更内容を報告するものとする。
5. 甲は、乙が定める商標等に関して紛議が発生した場合には、乙にその旨を直ちに連絡するものとする。

第10条（報告義務）

甲は、以下の各号のいずれかに該当するおそれがあると合理的に判断される場合、その旨を乙に速やかに連絡するものとする。

- (1) 電子マネー端末等の保守管理などのためにシステムの利用の制限または停止が必要な場合

(2) システムの障害、ICカード等もしくは電子マネー端末等の破損、または電磁波の影響その他の事由による交通系電子マネーの破壊もしくは消失その他の事由により電子マネー端末等が使用不能となった場合

第11条（ICカード等の利用不能）

1. ICカード等の破損、交通系電子マネーの破壊もしくは消失、電子マネー端末等の電子マネー取引に必要な機器の故障、または停電その他やむを得ない事由により電子マネー取引ができない場合、甲は、現金その他の方法により利用者と取引代金の決済を行うものとする。なお、電子マネー取引に必要なシステムやネットワークの障害時には、甲および乙は、速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。
2. 前項の場合、いかなる理由であっても乙は甲に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

第12条（電子的情報の送受信および電子マネー取引の売上金額の確定）

1. 甲は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より電子マネー端末に移転された交通系電子マネーおよびこれに付随する情報（以下「電子マネー取引データ」という。）を乙の定める通信手段・手順等により乙の指定する情報処理センターに移転または送信するものとし、また当該情報処理センターよりネガデータ等を受信するものとする。
2. 前項の通信にかかる費用は、甲の負担とする。
3. 電子マネー取扱店舗において行われた電子マネー取引にかかる売上金額（以下「売上金額」という）は、第1項の規定に基づき甲が乙の定める通信手段・手順等により電子マネー取引データを電子マネー端末から乙の指定する情報処理センターへ移転または送信された時点で確定するものとする。

第13条（加盟店手数料および電子マネー取引精算金の支払い）

1. 乙は、電子マネー取引にかかる売上金額について、加盟店申込書記載の売上締日に集計し、前売上締日の翌日から当該売上締日までの期間（以下「取扱期間」という）に対応する売上金額の総額を加盟店申込書記載の各支払日（以下「各支払日」という）に甲に対して支払う。
2. 乙は、甲に対し、取扱期間の売上金額および当該売上金額に加盟店申込書記載の手数料率を乗じて算出した加盟店手数料を書面もしくは情報記録媒体を送付する方法、またはデータ伝送によって通知する。
3. 甲は、乙に対し、前項に基づき乙から通知された加盟店手数料を各支払日に支払うものとする（消費税含む）。
4. 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、各取扱期間における売上金額の総額からこれに対応する加盟店手数料を差し引いた金額（以下「電子マネー取引精算金」という）を各取扱期間に対応する各支払日に甲指定の金融機関口座に振込む方法で支払うものとする。また、振込みにかかる手数料は乙が負担する。
5. 甲は、乙から第2項に基づく通知がされた際には、直ちにその通知の内容を確認するものとする。第3項にかかわらず、甲は、第2項の通知を受領した日から30日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、ただちに甲

乙間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から30日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が第2項の通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。

6. 前条および第1項から前項までの規定にかかわらず、電子マネー端末から乙の指定する情報処理センターに電子マネー取引データの移転または送信がなされなかった場合であっても、そのことにつき甲に故意または重大な過失がなく、かつ移転または送信がなされなかった電子マネー取引データにかかる電子マネー取引の売上金額を乙において電子マネー端末に保存されていた記録により確認することができたときは、乙は、甲に対し、当該売上金額に関する精算を行うものとする。

第14条（偽造および変造された電子的情報の取扱い等）

1. 甲は、電子マネー取扱店舗における電子マネー端末が交通系電子マネーとして受領した電子的情報が偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できるICカード等その他ICカード等の有効性が明らかに疑わしいICカード等を提示された場合には、乙にその旨を直ちに通知するとともに、当該電子的情報について、乙の指示に従った取扱いを行うものとする。
2. 万一、甲が前項に違反して取引を行った場合、乙は当該電子マネー取引にかかる売上金額の支払いを拒絶することができるものし、この場合、乙は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。また、乙が当該売上金額を甲に対して既に支払い済みである場合は、乙は翌取扱期間における電子マネー取引精算金から当該売上金額相当額を差し引くことができるものとする。
3. 甲が第1項に定める通知を含む本規約上の義務を遵守した場合には、乙は、甲に対し、乙が確認することができる売上金額を限度として、偽造または変造された電子的情報にかかる電子マネー取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めて電子マネー取引精算金の支払いを行うものとする。ただし、乙が合理的な資料に基づき、以下の各号の事実のいずれかを合理的な疑いを超える程度に証明した場合には、この限りではないものとする。
 - (1) 甲または甲の従業員、その他甲の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした事実
 - (2) 甲が利用者から電子的情報を受けの際に当該電子的情報が偽造または変造されたものであることを知っていた、または、重大な過失により当該電子的情報が偽造または変造されたことを知ることができなかった事実
4. 利用者が紛失したICカード等または盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上金額が発生した場合であって、乙が甲に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は、誠実に協力するものとする。また、甲は、乙が必要と判断した場合または甲自らが必要と判断した場合には、当該電子マネー取引が発生した電子マネー取扱店舗の所在地を管轄する警察署へ当該売上金額に対する被害届を提出するものとする。

第15条（返品等の取扱い）

1. 甲は、電子マネー取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、乙の定める手続に従って、以下の各号のいずれかの方法により利用者に対して当該電子マネー取引にかかる売上金額相当額

の払い戻しを行うものとする。

- (1) 店頭においてICカード等の提出を受けたときは、第12条第1項に基づき甲により乙の指定する情報処理センターに移転または送信された当該電子マネー取引にかかる交通系電子マネーの移転または送信を取り消し、利用者のICカード等に当該電子マネー取引にかかる売上金額相当額の交通系電子マネーをチャージする方法
 - (2) 利用者に対して当該電子マネー取引にかかる売上金額相当額を現金で払い戻す方法
2. 前項第1号の方法によって電子マネー取引にかかる売上金額相当額の払い戻しを行った場合、甲は、乙に対して当該電子マネー取引にかかる売上金額に対応する加盟店手数料の支払い義務を負わないものとし、既に乙に対し、当該加盟店手数料を支払い済みである場合は、翌取扱期間における精算金に当該加盟店手数料相当額を加算する方法により乙に返還を請求することができるものとする。

第16条（不正な電子マネー取引の処理）

1. 電子マネー取引が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、乙は、甲に対し、当該電子マネー取引にかかる売上金額の支払い義務を負わないものとする。ただし、本項第3号に該当する場合であっても乙が当該電子マネー取引にかかる売上金額の支払いを承認したときはこの限りではない。なお、甲は、電子マネー取引が以下の各号のいずれかに該当する場合であっても、当該電子マネー取引にかかる売上金額に対応する加盟店手数料の支払い義務を負うものとする。
 - (1) 電子マネー取扱規則および第6条、第8条に定められた手続に従わずに行われた電子マネー取引である場合
 - (2) 取扱が禁止されている電子マネー取引である場合（第9条違反）
 - (3) 第12条第1項に基づく交通系電子マネーの移転または送信および受信が行われなかった電子マネー取引である場合
 - (4) 明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行った場合
 - (5) その他電子マネー加盟店が本規約に違反して行われた電子マネー取引である場合
2. 乙が甲に対し、前項各号のいずれかに該当する電子マネー取引にかかる売上金額を支払う前に、前項各号の事由に該当することが判明した場合は、甲は、直ちに当該電子マネー取引にかかる交通系電子マネーの移転または送信を取り消す措置を取るものとする。また、乙が当該電子マネー取引にかかる売上金額を甲に対して既に支払い済みである場合には、甲は、直ちに乙の指定する方法により乙に対し当該売上金額を返還するものとする。なお、乙は、翌取扱期間における精算処理を行う際に、前記の返還対象となる金額を減算処理することにより、精算することもできるものとする。
3. 乙が、第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、乙は、その該当性に関する調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかる売上金額の支払いを留保することができるものとし、この場合、乙は当該留保期間中の法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
4. 前項の調査開始より30日を経過しても第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性が解消しない場合には、乙は、当該電子マネー取引にかかる売上金額の支払義務を負わないものとする。なお、この場合においても甲および乙は、調査を続けることができるものとする。
5. 前項後段の規定により引き続き調査を行った場合で、当該調査が完了し、乙が当該電子マネー取引に

かかる売上金額の支払いを相当と認めた場合には、乙は、甲に対し、直近に到来する取扱期間にかかる売上金額に加算して当該売上金額を支払うものとする。

第17条（届出事項等）

1. 甲は、乙に届け出た商号、代表者、所在地、電子マネー取扱店舗または振込指定金融機関口座等、本契約締結時に甲が届け出た事項（これらの事項をあわせて以下「申込者情報」という）に変更が生じた場合は、甲と乙が合意した方法により、直ちに乙へ届け出るものとする。
2. 前項の届出がないために、乙からの通知、送付書類もしくは電子マネー取引精算金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなすものとし、延着または未到着によって甲に生じた損害について、乙は、一切の責任を負わないものとする。

第18条（地位の譲渡等）

1. 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、乙に対する債権につき、第三者に譲渡し、または質入れその他の担保設定を設定する等の処分をしてはならないものとする。

第19条（情報の利用）

1. 甲は、第21条第1項の定めにかかわらず、乙が公的機関などから法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他乙が相当と認めるときには、申込者情報および加盟店情報その他電子マネー取引に関する情報を開示する場合があることを、あらかじめ承諾するものとする。
2. 甲は、申込者情報および加盟店情報等を、乙、発行者および交通事業者がICカード等の普及促進活動に利用することに同意するものとする。
3. 甲は、本契約に関して甲が取得した情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」にて個人情報と規定される情報については、法令および関係省庁が定めるガイドラインの規定に則った取扱いを行うものとする。

第20条（交通事業者により審査等）

交通事業者が、甲を電子マネー加盟店として取扱うことが不相当と認め、乙に対して書面による通知をした場合には、乙が乙所定の方法で甲に通知したうえで、交通事業者の通知に従い、本契約の全部または一部の解除その他の措置を取ることを、甲はあらかじめ承諾するものとする。かかる解除等の措置が取られた場合、甲は、乙に対して拒否理由の開示を求めることができないものとする。

第21条（守秘義務）

1. 甲および乙は、以下の各号に定める場合を除き、本契約の締結および履行に際して知り得た交通系電子マネーに関する一切の情報（電子マネー端末等の規格等事業に関する情報、利用者に関する情報、および交通系電子マネーの営業上の機密を含むがこれらに限られない。以下、本条において「機密情報」という。）を本契約以外の目的に使用し、または第三者に開示しまたは漏えいしてはならないものとする。

- (1) 適用法令もしくは行政官庁の命令・指示あるいは証券取引所の諸規則に基づき開示が必要とされる場合
 - (2) 乙が発行者または交通事業者に対して機密情報を開示する場合
 - (3) 本契約締結時点において既に公知となっていた情報
 - (4) 本契約締結後に甲または乙の義務違反によらずして公知となった情報
 - (5) 本契約締結後に甲または乙が機密情報に基づかず独自に取得した情報
 - (6) 本契約締結後に正当な権限を有する第三者から甲または乙が機密保持義務を負うことなく入手した情報
2. 甲および乙は、機密情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講じるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
 3. 甲は、第3条第14項の規定に基づき本契約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託する場合、本条に定める機密保持義務を当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとする。
 4. 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第22条（電子マネー取引の停止等）

1. 甲が以下の事項に該当する場合、乙は、本規約に基づく電子マネー取引を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には甲は、乙が再開を認めるまでの間、電子マネー取引を行うことができないものとする。
 - (1) 甲が前条第1項の定め反して機密情報を本契約以外の目的に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいした疑いがあると、乙が認める場合
 - (2) 乙が、甲が第24条第1項各号または第2項各号に該当する疑いがあると認めた場合
 - (3) その他、乙が必要と認めた場合
2. 乙が、甲の行う電子マネー取引が不相当であると判断したときは、甲における取扱商品、広告表現および電子マネー取引の方法等の変更もしくは改善または販売等の中止を求め、甲は、この求めに応じなければならないものとする。

第23条（中途解約）

1. 甲および乙は、書面による3カ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本契約を解約できるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、直前1年間に電子マネー取引を行っていない電子マネー加盟店については予告することなく本契約を解約できるものとする。

第24条（契約解除）

1. 甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができる。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 営業に免許もしくは登録を要する場合に、監督官庁からこれらの取り消し処分を受けたとき
 - (3) 自ら振出しまたは裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき

- (4) 強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分等を受けたとき
 - (5) 破産手続、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てを受け、または自ら行ったとき
 - (6) 前三号のほか信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
 - (7) 合併によらず解散したとき
 - (8) その他前各号に準ずるとき
2. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知催告を要することなく本契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。
- (1) 本契約の申し込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
 - (2) 電子マネー取引を悪用したとき
 - (3) 資金決済法において取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する、または公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱っていると乙に判断されたとき
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反するなどして監督官庁から改善指導もしくは行政処分等を受けたとき、または受けるおそれのある行為をしたとき
 - (5) 電子マネー取引に関し、利用者から苦情が寄せられるなどして、電子マネー取引にかかる当事者として不適当であると乙に判断されたとき
 - (6) その他前各号に準ずるとき
3. 乙は、甲が本条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく、第13条第1項にかかる金員の一部または全部の支払を留保できるものとし、この場合、乙は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
4. 乙は、甲が本条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、乙が甲に対して負担する一切の債務と甲が乙に対して負担する一切の債務を何らの通知催告を要することなく、当然に対当額で相殺できるものとする。

第25条（契約終了後の措置）

- 1. 前2条により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、甲および乙は、当該電子マネー取引を本規約に従い取扱うものとする。ただし、甲および乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。
- 2. 本契約が終了した場合には、甲は、直ちに電子マネー取扱店舗に掲示している加盟店標識等を取り外すものとする。また、甲は、電子マネー取扱店舗に設置した電子マネー端末に対し電子マネー取引の中止措置を施すものとする。

第26条（損害賠償）

- 甲は、以下に掲げる各号の事由により乙に損害を生じさせた場合は、甲は乙に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
- (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 公序良俗に反するなど不適切な行為を行ったとき

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、以下の各号に定める事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証するものとする。
また、甲は甲の親会社ならびに子会社等の関連会社（以下「関連会社」という）についても以下の各号に定める事項を現在かつ将来にわたって保証するものとし、この場合「自己」を「関連会社」と読み替えるものとする。
 - (1) 自己および自己の役員ならびに重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力であったことがないこと
 - (2) 自己および自己の役員等が、自己の利得獲得のためその他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己および自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己および自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己および自己の役員等が自らまたは第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為をしないこと、および法的な責任の範囲を超えて、不当な要求、相手方の名誉や信用を毀損する言動または相手方の業務を妨害する言動をしないこと
 - (6) 本規約に基づいて行う業務の一部または全部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと
2. 甲は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、乙に直ちに通知するものとする。
3. 乙は、甲が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、甲は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うものとする。また、乙は、甲が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、何らの通知催告を要することなく、電子マネー取引精算金の支払いを留保できるものとし、この場合、乙は法定利息および遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
4. 乙は、甲が本条の規定に違反していることが判明した場合は、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、本契約を解除するか否かにかかわらず、電子マネー取引精算金の支払いを拒絶することができるものとする。
5. 乙は、甲が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、甲に対し当該損害の賠償を請求することができる。なお、乙は、前項の規定に基づき本契約を解除したことにより甲に生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとする。

第28条（規約の変更）

乙は、本規約の一部または全部を変更することができるものとする。変更の手続きは、乙が甲に変更事項を通知するものとし、甲がその後、利用者に対し電子マネー取引を行った場合には、甲は、当該変更を承認したものとみなす。

第29条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとする。

第30条（合意管轄裁判所）

甲と乙との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第31条（協議事項）

本規約に関し解釈上の疑義が生じたときまたは本規約に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。

（別表①） 交通系電子マネー

交通系電子マネー名	交通事業者名
Suica	東日本旅客鉄道株式会社
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社

(別表②) 他社発行電子マネー

交通系電子マネー名	交通事業者名
Suica	東日本旅客鉄道株式会社
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社
TOICA	東海旅客鉄道株式会社
manaca	株式会社名古屋交通開発機構および 株式会社エムアイシー
nimoca	株式会社ニモカ
PASMO	株式会社パスモ
はやかけん	福岡市交通局